

定款細則
(準会員規程)

第1条 目的

この規程は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会（以下当協会という）定款第6条に基づき準会員について定める。

第2条 入会資格

当協会が認定する次の資格者で本会の趣旨に賛同する者。

- (1) レスキューリーダー
- (2) ガイド養成学校研修生
- (3) 他団体の管理する認定資格で当協会が認定資格として認めた資格を所持する者

第3条 入会金、会費

準会員は、別に定める入会金、会費を納入するものとする。

第4条 権利

- ① 定款に基づき、準会員の権利を行使できる。
- ② 協会の各種行事に参加できる。
- ③ 協会の各種行事の案内及び協会機関紙の送付を受けることができる。

第5条 資格の消滅

会費を2年滞納した場合は、自動的に資格は消滅し退会となる。

付則

1. この規定の改廃は理事会にて策定し、総会において承認して施行される。
2. 本規定は、2009年5月13日より施行する。
3. 本規定は、2013年1月15日理事会にて、認定資格名称を中級レスキュー技術認定者からレスキューリーダーに変更する。

一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会